

## 16. 財政用語

### ●予算

一般会計	市の行政運営の基本的な経費を扱う会計です。
特別会計	特定の事業を行う際、特定の歳入をもって特定の歳出にあて、一般の歳入歳出と区分して扱う必要がある場合に設置する会計です。
当初予算	一会計年度を通じて定められる基本的な予算です。
補正予算	予算の成立後に生じた何らかの理由によって、既に決まっている予算の内容を変更する予算です。
継続費	ある目的のために2ヵ年度以上にわたり支出すべき経費の総額とその年割額を定めたものです。
繰越明許費	歳出予算のうち、予算成立後に生じた何らかの理由によって、その年度中に支出の終わらない見込みのものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができる経費をいいます。
債務負担行為	通常の歳出予算、繰越明許費などのほかに、将来、市が経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を予算に定めるものです。
地方債	市が公共施設や道路、水道、下水道などの整備のために、資金を借り入れることで生じる債務のことをいいます。
一時借入金	規定の歳出予算内の支出現金の不足を補うために調達される資金で、当該年度の歳入で償還されるものをいい、予算上は限度額が設定されます。

### ●歳入

自主財源	市が自主的に収入として得ることができる財源のことで、市税、負担金、使用料、手数料などがこれにあたります。
依存財源	国・県により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入で、地方譲与税、地方交付税、国・県支出金、市債などがこれにあたります。
市税	市民の皆さんに納めていただく税金です(市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税など)。
地方譲与税	国税(自動車重量税、地方揮発油税など)として徴収したものを、そのまま市に対して譲与されるものです。
利子割交付金	預貯金の利子等に課税される県税として一括徴収され、その一部が市へ交付されるものです。
配当割交付金	株式の配当に課税される県税として一括徴収され、その一部が市へ交付されるものです。
株式等譲渡所得割交付金	株式等の譲渡所得に課税される県税として一括徴収され、その一部が市へ交付されるものです。
地方消費税交付金	地方消費税のうち市町村分相当額を、県が人口及び事業者数で按分し、市へ交付されるものです。
ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税(県税)について、その一部がゴルフ場所在市町村へ交付されるものです。
自動車取得税交付金	自動車取得税(県税)について、その一部が道路の延長や面積で按分し、市へ交付されるものです。
地方特例交付金	国の政策に伴う地方公共団体の負担増加に対応するため交付するものです。住宅借入等特別控除の実施に伴う個人市民税の減収分を対象として交付されるものです。
地方交付税	国税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を財源として、標準的な財政運営に必要なとされる経費(人口、面積、道路の延長などを基準に算出)に基づき、国から交付されるものです。普通交付税と特別交付税があります。

交通安全対策特別交付金	道路交通法の反則金を財源として、道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるために交付されるものです。
分担金及び負担金	市が行う特定の事業について、利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。保育所の保育料や児童クラブの負担金などが該当します。
使用料及び手数料	公の施設等の利用料金や、特定の事務により利益を受ける方からその利益に対する実費負担的なものとして徴収するものです。市営住宅、社会福祉施設、体育施設の使用料や住民票の写しの発行手数料などが該当します。
国庫支出金	国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国から交付される負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等です。
県支出金	県の市に対する支出金です。県が自らの施策として単独で市に交付する支出金と、県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市に交付する支出金とがあります。
財産収入	市が所有する財産の貸付や売却などによる収入です。公共用地の売払収入や基金積立金の利子などが該当します。
寄附金	用途を特定されない一般寄附と、用途を特定された指定寄附(ふるさとづくり寄附金)があります。
繰入金	一般会計、特別会計、基金の間で相互に資金運用を行うものです。他会計から資金が移されることを、繰入といいます。逆に移す場合は、繰出といいます。
繰越金	前年度の決算上の剰余金です。
諸収入	他のどの科目にも属さない収入です。延滞金などが該当します。
市債	市が行う事業で、特に大きな事業を実施する場合などに、必要な財源を調達するために借り入れるものです。

### ●歳出(目的別)

目的別分類	地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類するものです。
議会費	市議会の運営に要する経費です。
総務費	庁舎などの財産管理、統計調査、戸籍の管理などの経費です。
民生費	子育て支援、福祉の充実などの経費です。
衛生費	疾病予防、環境保全、ごみ処理などの経費です。
農林水産業費	農業の振興などの経費です。
商工費	商工業、観光の振興などの経費です。
土木費	道路、公園整備などの経費です。
消防費	火災予防、防災対策などの経費です。
教育費	学校教育、生涯学習、文化・スポーツの振興などの経費です。
公債費	市の借入金の返済に充てる経費です。
諸支出金	他のどの科目にも属さない支出です。基金への積立金が該当します。
予備費	予算編成の際、予期しなかった予算外の支出に対応するための経費です。

### ●歳出(性質別)

性質別分類	地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として分類するものです。
人件費	議会議員の報酬や職員の給与などの経費です。
物件費	賃金、需用費、委託料など消費的性質の経費です。
維持補修費	道路、公共施設などを管理するための経費です。
扶助費	社会保障制度の一環として、高齢者、児童、障がいをお持ちの方などに対して支援を行う経費です。

補助費等	市から他の団体などに行政上の目的から支払う経費です。
普通建設事業費	道路や公共施設の新増設に必要とされる投資的な経費です。
公債費	市の借入金の返済に充てる経費です。
積立金	財源に余裕がある場合や、計画的な財政運営を行うため基金へ積み立てる経費です。
投資及び出資金	財団法人等に対する貸付金や出資金などの経費です。
貸付金	地域住民の福祉増進などのため、市が直接あるいは間接的に現金の貸し付けを行うための経費です。
繰出金	一般会計、特別会計、基金の間で相互に資金運用を行うものです。
予備費	予算編成の際、予期しなかった予算外の支出に対応するための経費です。